



# マイナンバー 個人番号カードを申請された方へ

①平成28年1月以降 市から『個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書』（はがき）が郵送されます



こんなはがきが届きます!



(おもて)

交付期日を確認!

交付場所を確認!



(うら)

本人が記入・押印

②本庁市民課、山内支所・北方支所くらし課窓口係にて個人番号カードをお受け取りください。

【持参するもの】

- ①のはがき
- 通知カード
- 住基カード（お持ちの方のみ）
- 本人確認書類

※必ずご本人様でご来庁ください  
代理人による受取をご希望の方は  
必ず事前に市役所にお電話ください

暗証番号を  
考えてきて  
くださいね。



① 次のうち1点

運転免許証 / 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る） / 住民基本台帳カード（写真付きに限る） / 旅券 / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 / 在留カード / 特別永住者証明書 / 一時庇護許可書 / 仮滞在許可書

② (①をお持ちでない場合) 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点  
(例)健康保険証 / 年金手帳 / 社員証 / 学生証 / 学校名が記載された各種書類 / 預金通帳 / 医療受給者証

※個人番号カードは、現在お手元にある通知カードと引き替えにお渡しします。忘れずにお持ちください。

※個人番号カードに暗証番号を記入しないでください。

※暗証番号は、あなたの情報を保護する大切なものです。カード交付時にお渡しする「設定暗証番号記載票」に記入後、大切に保管ください。

詳しくは

武雄市役所 市民課 ☎0954-23-9225

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

(平日9:30~22:30 土日祝9:30~17:30 ※1/1~1/3は除く)

マイナンバーに  
便乗した詐欺が  
発生しています

ご注意ください!

## 事例1

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。(60代女性)

## 事例2

若い男性から電話があり「マイナンバーの手続きを早くしないと刑事問題になるかもしれない」などと言われた。(70代男性)

## 事例3

行政機関を名乗り「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、振込先口座番号を教えてください」との電話があった。(60代女性)

- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。
- 万が一金銭を要求されても、決して払わないようにしましょう。

不審な電話等を受けたら 消費者ホットライン☎188へ

